



# 戦中戦後の国際関係における中華民国の対日賠償要求問題

団, 陽子

---

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2022-03-25

(Date of Publication)

2025-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8222号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1008222>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



## 論文要旨

氏名 団陽子  
専攻 文化相關  
指導教員氏名 谷川真一教授

論文題目 (外国語の場合は日本語訳を併記すること)

戦中戦後の国際関係における中華民国の対日賠償要求問題

### 論文要旨

第二次世界大戦後の中華民国の対日賠償要求問題を対象にした従来の研究では、冷戦進行に伴う米国の対外政策の変容に着目し、中華民国の対日賠償要求の結果が論じられてきた。これらの研究は、総じて中華民国の対日賠償要求は、米国の対日占領政策の転換によって挫折したと結論付けており、戦後当初において、米国の厳しい対日賠償要求を指向していたという立場に立脚している。しかし、対日賠償要求問題は、対日戦後処理の国際機関である極東委員会（以下、FEC と略）の協議事項であり、連合国の利害にかかわる問題であるにもかかわらず、従来の研究では FEC における賠償問題の協議過程の詳細は明らかにされてこなかった。また、米華両政府内で策定された賠償問題に関連する方針やそれらの協議過程についても十分に顧みられてきたとは言いがたい。中華民国の対日賠償要求の実像や米国の占領政策の転換が中華民国の賠償要求を挫折に導いたのかどうかについては、戦中戦後を通じた米華両政府の賠償要求方針や FEC での協議過程を検討することなしには明らかにならないだろう。また、米国の対外政策の変容と関連付けて論じる従来の方法では、「冷戦」の視点がその評価に影響してしまう恐れもあるだろう。

このような問題意識から、本研究は、米国と中華民国の一次資料を基に、戦中戦後（主に 1941 年から 1949 年）における対日賠償要求問題に関する政策決定過程と外交交渉過程を中心に分析することで、中華民国の対日賠償要求問題の実態とその問題点の解明を試みた。特に、主要関係国間における国際関係とそれらの国々が抱える国内問題との相互作用が各国の賠償問題に対する立場にどのような影響を及ぼしていたのかに配慮した。

これまでの検討から、中華民国の対日賠償要求は、米国の対日占領政策の転換によって懲罰的な米国の賠償政策が緩和に向かったことで挫折したとする通説に対して以下のことが明らかになった。

米華両政府の対日賠償要求の方向性は、戦時中から、特に日本の国内資産に対する賠償要求において異なっていた。両政府間の方向性には、敗戦国日本を含めた戦後の国際経済秩序を重視する米国と日本からの賠償獲得によって自国の再建と日本の経済復興の抑制を企図する中華民国という相違が存在していた。

戦後、FEC において賠償処理の協議が行われたが、従来の研究では FEC は重視されず、総じて取り上げられてこなかった。しかし、米国政府の FEC 設立の背景には、他の連合国が一方的な対日戦後処理をしないようそれらの国々に対して牽制する意味があった。また、FEC の付託条項は、賠償問題に関しても最終的に米国側が望めば、その意向を中

間指令によって実行に移すことができ、米国側が望まない政策には、拒否権によって阻止できる枠組みになっていた。FEC は、ある意味、米国にとって米国が望む政策に正当性を付与してくれる有用な機関であったといえる。米国側は、自国の日本占領に不利益を生じさせないよう慎重に賠償方案を作成し FEC に提出した。中華民国側は、少ない負担でより多くの賠償の獲得できるよう FEC での主張を試みた。その矛盾は、FEC の協議において度々顕在化し、賠償問題における米華双方の利害は戦後も引続き相反していたのである。

しかし、早期の賠償引渡しを求める中華民国は、協議を長引かせないためにも米国の意向に妥協せざるを得ず、中華民国の賠償要求は FEC の協議当初より思惑通りには進展していなかった。またその意味では、米国の対日賠償要求は、中華民国の要求と比べて決して厳しいものではなかった。とはいえ、米国側は自国の日本占領に影響を及ぼさない範囲で、賠償要求に関する中華民国の主張を支持し、最大の被害国である中華民国の立場と同国に同情的な国際世論に配慮した。中華民国もまた米国側の賠償方案に妥協しつつもそれを梃にして、自国により有利な交渉を模索した。結果的に、他の連合国と比べて多くの日本の在外資産を獲得し、中間賠償の半分の割当を獲得した中華民国の賠償要求は、FEC の認識において挫折とはみなされていなかった。

中華民国の対日賠償要求には、終戦当初から賠償問題における米華間の利害の不一致が影響していた他、FEC の協議で生じた賠償処理をめぐる軋轢、米国の対ソ優先の政策や米華関係において実利を求める中華民国の譲歩という複合的な要素も影響していた。中華民国の対日賠償要求は、米国の対日占領政策の転換によって思惑通りに進展しなくなったのではなかったのである。

賠償処理の結果は、中華民国を含む各連合国の相互作用によるものであり、その国際関係のなかでは、中華民国の賠償要求が挫折とはみなされていなかった。とすれば、これまで唱えられてきた中華民国の「賠償放棄」の意味合いも変わってこよう。そのような認識が国際社会に存在していたにもかかわらず、なぜ、中華民国の「賠償放棄」という言説が生まれ、拡散し、影響力を持つに至ったのかは、今後の課題である。

論文審査の結果の要旨

氏名	団 陽子			
論文題目	戦中戦後の国際関係における中華民国の対日賠償要求問題			
判定	合格 ・ 不合格			
論文チェックソフトによる確認	<input checked="" type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 未確認 理由：			
審査委員	区分	職名	氏名	論文審査結果について
	委員長	教授	長 志珠絵	✓ 確認
	委員	教授	谷川 真一	✓ 確認
	委員	東京大学・教授	川島 真	✓ 確認
	委員			□ 確認
委員			□ 確認	
要 旨				
<p>本論文は、中華民国の対日賠償要求問題を、中華民国と米国の一次資料をもとに、主要関係国の政策決定過程と国際関係を詳細に検証した研究である。従来の研究では、当初「懲罰的」であった米国の立場が冷戦の進展による対日占領政策の転換によって、中華民国の賠償要求が挫折したとされてきた。それに対して本研究は、米華両政府の対日賠償要求についての立場を戦時中まで遡って検証するとともに、「極東委員会」(FEC)における米国、中華民国をはじめとする各連合国間の国際関係を詳細に検討し、米国と中華民国の対日賠償要求についての立場は、米国の対日占領政策の転換によって変化したのではなく、当初から一貫して食い違っていたことを明らかにした。また、中華民国が「中間賠償」によって得た日本の国内資産および在華資産の実態からみれば、中華民国の対日賠償要求が「挫折」したとはいえないことなど、新たな知見をもたらすことに成功している。本論文の主な内容は以下の通りである。</p>				

第1章は、中華民国の対日賠償要求は、米国の対日占領政策の転換によって挫折したのではなく、米華両政府の思惑はすでに戦時中から食い違っていたことを明らかにした。米国は戦時中から、賠償を通じて過重な懲罰を日本に加えるよりも、日本の経済的自立を通じて安定した国際経済秩序をつくり出すことを重視する考えをもっていた。それに対し、中華民国は自国の復興のために可能な限り多くの賠償を得ることを目指し、すでに調査にも着手していた。対日賠償要求をめぐる米華両政府の思惑は、当初から食い違っていたのである。

第2章は、FECにおける日本の在華資産をめぐる各連合国間の政治について考察している。従来の研究では、1949年5月に米国が「中間賠償」の打ち切りを宣言したことを中華民国の対日賠償要求が挫折したものと捉え、その原因を米国の対日占領政策の変化に求めるものが多かった。それに対して本章は、1948年5月の時点ですでに中華民国の日本の在華資産の処理問題などをめぐって、米国は日本の在外資産の賠償分配を事実上断念していたことを指摘した。つまり、米国による中間賠償の打ち切りには、対日占領政策の転換とは別の要因が作用していたのである。また、中間賠償の打ち切り以前に、中華民国は中間賠償全体のうち日本の国内資産の約半分、在外資産の約4割を獲得していたことから、中華民国の賠償要求が挫折したとは必ずしもいえないとしている。

第3章は、組織面から米華両政府の対日賠償要求へのアプローチの相違を検討している。具体的には、FECの米華両国のメンバー構成や設立の経緯を詳細に検討することを通じて、米華両政府の思惑が当初から食い違っていたことを浮き彫りにしている。

第4章は、日本の国内資産をめぐる米華両政府間の駆け引きを、賠償物資の輸送方法、役務賠償、生産物賠償、現金賠償などさまざまな分野にわたって詳細に検討している。中華民国は、このように多岐にわたる賠償を要求することで、できるだけ多くの賠償を早期に獲得しようとした。しかし米国は、日本経済への負担を抑制するとともに、自国が負担する占領費の回収を賠償に優先させる観点から、概ねこれらの要求を拒否した。その一方で米国は、中華民国による再三の要求に譲歩する形で「中間賠償」を実施し、その50%を中華民国に与えた。しかし「中間賠償」の実施にあたっては、中華民国側が譲歩した側面もあり、単純に米国が中華民国の要求を受け入れたとはいえない。このように、中華民国の対日賠償要求は、米国の対日占領政策の転換以前から思惑通りには進んでいなかったのである。

第5、6章は、FECの設立に先立って戦後直後に米英中ソ四大国間で協議された日本海軍の残存艦艇分配問題について検討している。米国は、「中国大国化」構想のもと、最大の分配比率と選択の優先権を要求する中華民国の立場に「同情」を示しつつも、現実には対ソ関係への配慮を優先させ、四カ国による均等配分に同意した。また中華民国は、米国からの余剰艦艇の供与問題に象徴されるように米国の軍事・経済援助に依存しており、賠償問題では妥協せざるを得ない事情があった。このように、中華民国の対日賠償要求は、米国が「中国大国化」構想を維持していた戦後直後から米ソ間の駆け引きに左右されていた。

本研究は中華民国の対日賠償要求問題について、主要関係国の政策決定過程と国際関係を詳細に研究したものであり、対日賠償問題および中国外交史について重要な知見を得たものとして価値ある業績であると認める。よって、学位申請者の団陽子氏は、博士(学術)の学位を得る資格があると認める。